

豊川市監査公表第21号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月9日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象施設

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	施設名等		
教育委員会	代田小学校	平成26年4月 1日 ～平成27年5月31日	平成27年7月10日 ～ 同年8月19日
	代田中学校		

(2) 所管部署

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
教育委員会	庶務課	平成26年4月 1日 ～平成27年5月31日	平成27年7月10日 ～ 同年8月19日
	学校教育課		
	学校給食課		

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 受託事業に関する事務について
- エ 備品等の管理に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【代田小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【代田中学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【教育委員会庶務課・学校教育課・学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。